設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録

（　　　　年　　月　　日現在）

　　　　　　１. 資 産 額　　　　　　　　　　　 　　　円

　　　　　　２. 負 債 額 　　　　　　 　　　円

　　　　　　３. 純資産額　　　　　　　　　 　 　　　円

（内訳）

|  |  |
| --- | --- |
|  　 科　　　　　　　　　　　目 |  金　　額　(単 位： 円) |
|  Ａ　流 動 資 産  　 現　　　金　　　　預　　　金 医業未収金 　医薬品　等 　その他の流動資産 Ｂ　固 定 資 産  １有形固定資産 土　　　地 建　　　物 医療用器械備品 その他の機械備品 ２無形固定資産  　電話加入権 ３その他の資産 保証金（土地） |  |
|  Ｃ　資 産 合 計 (Ａ＋Ｂ) |  |
|  Ｄ　負 債 合 計 |  |
|  Ｅ　純資産　　　 (Ｃ－Ｄ) |  |

財産目録の明細書

Ａ　流動資産

　預　金

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 預　　託　　先 | 種 類 | 口 数 |  金　　　 額 | 拠出（寄附）者氏名 |
|  |   |  |  円 |  |

　医業未収金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　　　類 | 月　　分 | 評　価　額 | 拠出（寄附）者氏名 |
|  |  |  円 |  |

　医薬品明細書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  品名 |  規格数量 |  評価額 | 拠出（寄附）者氏名  |
|  |  |  円 |  |

Ｂ　固定資産

 １有形固定資産

　土　地

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  所在地 |  面　積 | 評　価　額 | 拠出（寄附）者氏名 |
|  |  ㎡ |  円 |  |

　建　物

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  所在地 |  延面積 | 評　価　額 | 拠出（寄附）者氏名 |
|  |  ㎡ |  |  |

　医療用器械備品

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  品名 |  規格数量 | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
|  |  |  |  |

　その他の器械備品

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  品名 |  規格数量 | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
|  |  |  |  |

　２無形固定資産

　電話加入権

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  局番 |  番号 | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
|  |  |  |  |

 ３その他の資産

　その他

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  品名 |  規格数量 | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
|  |  |  |  |

（作成上の注意）

１　現金以外の財産の拠出（寄附）について、詳細に記載してください。

 　（主な現物拠出（寄附）財産の種類と評価額）

 　　預金　・・・・・・・・・　残高証明の額の範囲

 　　医業未収金　・・・・・・　請求額又は前年実績等からの推計値

 　　医薬品、材料等　・・・・　帳簿価格

 　　不動産、借地権　・・・・　不動産鑑定評価書又は固定資産評価証明書の額

 　　建物（その付属設備を含む）・・・・・・・・　減価償却した簿価

 　　医療用器械備品（その付属設備を含む）・・・　減価償却した簿価

 　　その他の器械備品（その付属設備を含む）・・　減価償却した簿価

 　　電話加入権　・・・・・・　時価

 　　保証金等　・・・・・・・　契約書の金額（契約書に償却に関する条項がある場合は償却後の金額）

２　２以上の施設を所有（開設）する場合は、それぞれの施設ごとに区分し、小計　を付けてください。

３　有形固定資産（非償却資産を除く。）については、取得原価から減価償却累計　　額を控除した価額を評価額とすること。その際、各資産ごとに取得原価と控除　　する減価償却累計額を示す書類を添付してください。（確定申告時に使用する電　　算様式を使用しても差し支えない。）

４　社団である医療法人を設立する際の現物拠出について、その価額の総額が５百 万円以上の場合は、現物拠出財産の価額が相当であることについて、弁護士、弁 護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物拠出財産 が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。）が必 　要です。